

○土井建設安全対策室長 皆様、おはようございます。

定刻より少し早いのですが、皆様、おそろいでございますので、これより第7回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開会したいと思います。

初めに、報道関係者の皆様、傍聴の皆様、この会議の撮影は冒頭のみとさせていただいております。改めて御案内いたしますが、それ以降、撮影は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

本日は、参集者のうち、込田委員が欠席でございます。

初めに、資料の確認をいたします。

○高松技術審査官 それでは、机に配布いたしました資料、クリップ留めのものを御覧ください。「第7回建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」と題しました議事次第があると思います。1枚物でございます。クリップを外していただきまして、その次に資料1とあると思います。資料1については、裏表、2ページ分でございます。「足場の安全点検に関する具体的措置について」という題名で書かれております。資料2、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書(案)」として御提示させてもらっているところでございます。

過不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

また、参集者またはオブザーバーの皆様におかれては、机上に青いファイルで1回目から6回目の本会合の資料及び議事録をとじたものを用意しているところです。漏れ等がございましたら、併せて事務局までお知らせください。

報道関係者の皆様、傍聴者の皆様、これからの撮影は御遠慮いただければと考えております。

それでは、議事に入ります。

蟹澤座長、よろしくお願いいいたします。

○蟹澤座長 皆さん、お忙しいところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日、最終の会合になる予定でございますので、せっかく今までにない内容が定まるということですので、御協力のほどお願いいいたします。

それでは、本日、事務局資料として1及び2が用意されております。

議事に沿いまして、まず、議題1について、事務局より御説明をお願いいたします。

○高松技術審査官 それでは、資料1について説明いたします。

前回と同様でございますけれども、足場の安全点検に関する具体的措置について、座長より事務局案を提示するように御指示をいただきましたので、当方で調整をした結果をお示ししているところでございます。

これについては、後ほど資料2で説明する報告書案の足場の安全点検に関する具体的措

置に関しての部分を抜粋したものでございます。

まず、これは安衛則第567条第1項等に定める点検ですけれども、足場の安全点検の作業開始前点検については、推進要綱では点検実施者は事業者が指名するとされているところです。足場の点検の抜けや漏れを防ぐようにするためには、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施することが必要であることから、事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを、法令上、明確にすべきであると結論を申し上げております。なお、指名の方法については、書面によるものや朝礼での口頭のみならず、メール、電話等によるもの、あらかじめ点検者の優先順位を決めておくなど、柔軟に対応できるように配慮する必要があると考えているところです。また、この作業開始前点検に関しましては、手すり等の足場用墜落防止措置設備の取り外しとかだけのものでありますので、点検者の能力に関しましては、推進要綱に示すものを引き続き推奨することが適当であるとさせてもらっております。この部分に関しましては、前回、第6回の部分と全く変えておりません。

続いて、組立て等後点検は安衛則第567条第2項等に定める点検でございます。推進要綱では、組立て等後点検に関しても点検実施者は事業者が指名するとされています。点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施するために、作業開始前点検と同様に、点検実施者をあらかじめ指名することを、法令上、明確化するとともに、指名の方法については、作業開始前点検と同様に、柔軟に対応できるように配慮する必要があると記載しているところです。また、組立て等後点検につきましては、安衛則第567条第3項により、点検結果等の記録及び保存が義務づけられているところです。点検実施者の氏名をこの記録及び保存の対象とすることが併せて適当であると考えております。前回の資料から加わったところとしては、この安衛則第567条第3項等で、点検実施者等の記録及び保存を義務づけるということを書いているところが相違点でございます。

続いて、組立て等後点検実施者の要件についてです。組立て等後点検は、作業開始前点検に比して行うべき事項が多く、専門的な事項が含まれていることや足場上での通常作業や作業開始前点検を実施する上で基礎となる重要な点検であると考えております。そのため、点検実施者については、足場の構造に関する研修を受講する等、一定の能力を有していることが適切であって、一定の能力を有する者としては、推進要綱では4要件が示されているところです。点検実施者の実態を見ますと、令和3年度の実態調査では、4要件で示すような方々が合わせて55%となっています。その割合は年々増加しているところです。組立て等後点検を適切に行うためには、推進要綱で示されているとおり、足場の構造等に関する研修を受講する等、一定の能力を有する人が行うことが適切であります。一方で、これまでの調査の結果、現時点では、点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係が必ずしも明確ではなく、点検実施者の能力を、法令上、明確にするとの結論には至らないと考えております。このため、今後3年間程度を目途に、組立て等後点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査を行った上で、改めて組立て等後点検実施者の要件を検討することが適当ではないかと考えております。最後になりますが、組立て等後

点検は足場上で作業を安全に行う上で極めて重要なものでありまして、点検実施者は労働安全衛生法令で規定する各種事項を的確に確認することが求められます。そのため、この点検実施者の指名に当たっては、足場からの墜落・転落災害の防止に真に資するよう、足場の組立て等作業主任者であって足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している人等、研修の受講等により一定の能力を有する者とするのが適切であり、現在の推進要綱に基づく指導を引き続き推進することとしたいと考えております。

資料1に関する説明は以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

足場の安全点検については前回の会合で幾つか御意見があったところがございますけれども、その後、事務局に個別に調整していただき、本日、この資料1の形で提出いただいているところです。何か御意見がありましたらどうぞ。挙手の上、お願いいたします。

杉森参集者、お願いいたします。

○杉森参集者 仮設組合の杉森です。

幾つか御質問させていただきます。

まず、今の3の2の資料1、2の組立て後等点検のところ、組立て後等については安衛則第567条第3項によりということ書かれているのですが、氏名の記録・保存のところですよね。これは655条も同じことが書かれているので、655条も同じということよろしいですかね。

○高松技術審査官 はい。そこは同じと考えておりますので、等とかになるかと思えます。

○杉森参集者 分かりました。点検結果等の記録が義務づけられており、これは655条も義務づけられているということよろしいですかね。これは、元請さんだけではなくて、例えば、二次のとびさんが組んだら、一次のとびさんにも同じようなことが課せられるという確認でよろしいでしょうか。

○高松技術審査官 第655条は注文者による点検ですので、注文者による点検の記録についてもこの記録及び保存の対象となるので、点検実施者の氏名を当該記録及び保存の対象とすることが適当ではないかと考えております。

○杉森参集者 分かりました。

それと、2ページ目の裏の中段のところ、組立て後等の点検を適切に行うための調査の方法なのですが、この文章を読む限りでは、組立て後等の点検実施者の要件を確認することになってるのですけれども、まず、これは大きく2つに分けて考えていかないと駄目かなと思う。まず、1つ、組立て後等の点検者の能力を確認することは十分なのですが、その組立て後等の点検者が一丁目一番地ですから、ここで労働安全衛生規則を守っているかどうか。それと、第三者災害というか、建築基準法といったものに対して、シートとか、そういうやらなければ駄目なことをちゃんとやっているか、場合によっては、発注者の仕様書、スペックに沿った対策をちゃんと取っているか、それらを踏まえた上で、例えば、監督署に届けている計画図どおりにちゃんと組まれているかどうかということ点検する

ことがまずは大前提になっていると思うので、これに関しては、ちゃんと、まず、そういったものを調査した上で、それが適切に調査されるためのバックボーンとして、どういう人が点検しましたかということがまずは大前提だと思います。

その上で、次、事故との因果関係、労働災害の因果関係になってくると。大概、労働災害が発生しているのは、組立て解体中よりも、それ以外のところがあると思います。もっと言うと、組立て解体中の点検は、本来は、足場の組立て等作業主任者が安全帯や保護具の使用を監視しているはずなので、また別の話で、それらの対策、安全作業をしているかどうかをちゃんと見極めた上で、仕様書なり規則なりに則ったものがきちんと点検されていたかということ的前提とした上で、使用中、今度は作業開始前点検ですよ。これは、規則上は、ほぼ、とびさんとかではなくて、左官屋さんであったり、大工さんであったり、鉄筋屋さんという方々が作業開始前点検の義務を負うわけですよ。そうすると、この方々が、例えば、作業開始前にやられた方々の点検、要綱では、職長等を指名となっておりますので、大工さんであったり、鉄筋屋さんであったり、左官さんであったりとかする職長さんが、そもそものこの足場がどうなっていないか駄目かということをまずは認識していないと駄目なので、それがちゃんと認識されていますか、どういうことで事業主はその職長の知識を担保しますか、あるいは、管理をしている元請さんはどのように担保していますかということまでちゃんと調べないと、関係性はほぼ出てこないと思います。

組んだ後のとびさんは、変更や解体のときは出番が出てくるかもしれませんが、それ以外のときは使用中なので、例えば、木建であっても何であっても、大工さんとかが変更しているという話になってくるのですよね。そのときに事故が多発しているという話になってくるので、要は、組立て・解体のときにちゃんとした点検をしても事故が起きているのではないかという話にはならないということです。本来は点検をちゃんと二分化して義務化してるわけですから。誰にやればということは。そこはちゃんと明確に調べられるということでもよろしいでしょうか。

○高松技術審査官 調査の方法に関しましては、弊省で当然現場の労働基準監督署の職員等もマンパワーが限られておりますので、効率的にできるように考えているところでございます。

いただいた御意見については、御意見として承らせてもらいます。

○杉森参集者 すみません。今、調査方法を言っているのではなくて、調査内容の話なので、監督員の方が、例えば、ちゃんとそれを本省でオーソライズされたペーパーを持って、これでちゃんとやっていますかというチェック項目、それこそ点検表ですよ。チェック項目。監督官がそれを共通にしておかないと、監督官によって調べる中身がばらばらになって、それがデータで出てくると、はっきりとしたことになりませんから、私はその方法を言っているのではないです。内容の話で確認をさせていただいてるのですけれども。

○高松技術審査官 当然、調査の内容については、こちらから監督署に統一的な指示を出す予定でございます。

○杉森参集者 事前に、内容というのは、皆さん、例えば、今回の参集者に諮られたり意見聴取をされたりするのでしょうか。

○高松技術審査官 このことに関しましては、どういうところに調査に行くとか、そういうことは行政内部の意思形成過程に当たりますので、そこに関しては控えさせてもらいます。

○杉森参集者 調査の中身の話です。内容の話です。どこに行かれるかとか、誰が行かれるかとかと聞いているのではなくて、こういう項目を調査しますということへの意見聴取の話です。

○高松技術審査官 どこに行くかということも含めて調査の内容だと考えておりますので、控えさせてもらいたいと考えております。

○杉森参集者 どこに行くかを聞いているのではなくて、調査する中身の話。チェックリストの中身の話です。それを聞かれますかということを確認したいのです。聞かれないということですね。行政で判断してやられるということなのですか。

○土井建設安全対策室長 御指摘の点については、今回の検討会において、点検者の能力に不足があって災害が発生しているか明らかではないこと、あるいは、その点検者の能力と法令違反の関係が明らかではないということで、法令上、その能力を要件化することは難しいということですので、我々としては、その点検者の能力と法令違反、労働災害の関係が明らかになるように、都道府県労働局や労働基準監督署でしっかり調査が行われるように、御指摘も踏まえて対応したいと思っております。

その内容についてこの委員会のメンバーにお話しするかということについては、現時点ではお話しすることは考えておりません。そこは我々でしっかり対応したいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○杉森参集者 分かりました。

また3年後に誰かが質問したときに、私がするのか誰がするのか分かりませんが、またいろいろとお聞きしたいと思います。

以上です。

○蟹澤座長 今日決めることは、調査をするということ、細かな内容というよりも、調査をする以上、調査結果が、学術的かどうかまでは分かりませんが、統計的に意義のあるものが取られて、かつ、因果関係は非常に難しいわけですが、それについてもやるためには、それなりの期間とそれなりの分量のサンプル数を取らないとできないと思いますし、恐らく、内容についても、今、杉森参集者がおっしゃったようなことを含まないと、しっかりとした検討のできる内容にならないと思いますので、その辺は、今回、厚生労働省にしっかりとお任せするということが、本委員会、ここで決めるべきことだと思いますので、今、御意見をしっかりといただきましたので、それを事務局でしっかりと実行していただけるものとこの委員会としては考えたいと思います。

○杉森参集者 よろしくお願ひします。

○蟹澤座長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○青木参集者 住宅生産団体連合会の青木と申します。

1点、確認ですけれども、前回か前々回に、組立て後の点検の要件、実施者要件の中に、事業者の社内研修といったものも追加したらどうだろうかというお話もあったかと思うのですが、これは、今回は法律で決めるということではなくなったので、本来の4要件に戻ったということで理解してよろしいのでしょうか。

○高松技術審査官 そのとおりでございます。

○青木参集者 分かりました。

○蟹澤座長 よろしいでしょうか。

ほかに何かありますでしょうか。

お隣の日建連をお願いします。

○本多参集者 日建連の本多でございます。

この資料1のレポートに関しましては、異論はございません。

感想的なことだけ申し述べさせていただきますと、足場からの墜落・転落災害を減少させたいという思いは、参集者の皆さん、強い思いは本当に変わらないと思っております。建設事業者、日建連、全建、建専連、住団連が従来から申し上げていることは、足場点検に関する最大の課題は、足場の組立て等後点検が実施されていない事例が生じていることだと思います。このため、この足場の組立て等後点検の実施を義務づけている現行法令の遵守を徹底させていただくことはもちろんなのですが、併せて、推進要綱等に基づき、建設事業者の自主的な取組を促すことを継続・発展させていくことが求められているのではないかと思います。点検の重要性の認識が常に一人一人に維持されていかないと、なかなか難しいと思います。そういう意味で、厚労省など行政と建設業界が連携しまして、今申し上げました点検の重要性について啓発・指導するキャンペーン的なものを企画・実施するなどして、建設事業者や技能者、一人一人の安全意識を高めて、組立て等後点検を確実に実施する機運を醸成していくことが重要だろうと思います。厚労省をはじめ、皆様方の御支援・御協力をお願いできればと思います。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見はありますか。

小岸参集者、どうぞ。

○小岸参集者 株式会社OGISHIの小岸です。よろしく申し上げます。

今本多委員がおっしゃったことと重複してしまう部分もあるのですが、ここに参加している方たちより、リフォームの業界や小規模の業界。我々はそういった工事も自分の会社としてやらせていただいているのですが、そこで、住宅の塗り替え工事なんて、安全点検という言葉は、今まで、この20何年間、1回も聞いたことがないですし、分

かっていない方々も多いので、ここに参加されている方より、今後はそういった方たちにどうアプローチしていくかということをもっと考えていただければ、事故が減っていくのではないかと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○蟹澤座長 貴重な御意見をありがとうございました。

住団連は一人親方も含めた労働災害事故の実態調査報告をお出しになっているのですが、ここ数年の傾向を見ますと、一人親方の事故が増えているということ、かつ、高齢というよりは、30～40代ぐらいの年齢層の方々の事故が増えているということ、プラス、外国人は人数が増えていることもあって事故が増えているという結果が示されております。今おっしゃったような使う方、使う側の点検、住団連のものを見ますと、脚立と脚立足場が、外部足場を逆転してトップに墜落・転落となっておりますので、恐らくそんなことも含めて使用前点検が大事なことになってくると思います。しっかりとそういう実態の調査をやっていただくことが大事になるかと思えます。

最川参集者、どうぞ。

○最川参集者 最川です。

今回が最後ということなので、2つ、お願いします。

1つは、先ほどから出ている今後の調査の話です。資料2の最後のほう、事項の概要とかも全部見させていただいたのですけれども、この概要だけだと、もともと一側足場で手すりや中さんの設置義務があったのかないのかということが分からないのですよ。もともと、その落ちた足場は、手すりを設置すべき、中さんを設置すべき足場だったのか。一側足場と本足場は少なくとも分からないと、分析が全くできないということなので、そこはしっかり調査の内容として入れていただきたいということが1つです。

それと、ここにメーカー側の方も参集されていますので、お願いなのですが、今、この議論は、ほとんど能力のある人にやらせて事故を防ごうというやり取りが多くなってしまったのですけれども、私は、もっと簡単に、誰でも分かる、見てぱっと分かるような、例えば、今は次世代足場がほぼ出回っていますけれども、ピンが入って出ている、色とか、そこが出ていることがはっきり分かるとか、そういうことでないと、知識がある人だけが点検できるということだと、事故は減らないと思うのですよね。誰もが分かる、手すりが入っていれば誰が見ても分かるようなものを開発していただくことが、事故を防ぐ一番のところだと思います。ぜひよりよいものを今後も作っていただきたいというお願いです。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございました。これは御意見ということでよろしいでしょうか。

それでは、南雲参集者、お願いいたします。

○南雲参集者 株式会社タカミヤの南雲でございます。よろしくお願いいたします。

今、参集者からお話がありましたとおり、ソフト面とハード面の両方から攻めていくことによって安全性が高まるということは、私も思っていることですし、仮設工業会のメン

バーである一種正会員の製造者、ここは全て思っていることではないかと思っています。もし視覚で分かるようなハード面のお話とか、もしかすると、それ以外のものもあるのかもしれません。もちろん認定基準や承認という基準の中で、そういうものをうまく融合できるのであれば、よりよいものが提供できるのではないかと思いますので、これからも、その件につきましては、メーカーとして力を尽くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

外国人も増えていますので、見てすぐ分かるということは大事なことになってくるかと思えます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。ほぼ出尽くしたようでしたら、点検が大事だということは意識が共有されたと思いますけれども、実施者の能力と事故の実態との因果関係については、分からないところもあるので、今後、厚労省でしっかり調査をしていただいて、その上でもう一度検討の必要があれば検討するという、その辺のところは今回示されたところですよ。

加えて、私は、点検も大事だと思いますが、今、使用者側に意識があるかどうかは非常に大きな問題で、外国人とか、一人親方とか。大手のゼネコンやハウスメーカーであれば、教育訓練、何か知識を得る機会があるわけですが、そうではない人にどうするか。先般、ある技術系の雑誌で特集をやっていましたけれども、世界一労働死亡災害率が低いのはイギリスで、具体的に言うと、日本の5分の1くらいです。彼らは、CSCSカードを持たないと現場に入れないということを徹底してやっている。僕はそこの結果が大きいのではないかと思います。そのカードをもらうためには、安全衛生の基本的な知識の試験に合格しないともらえないということがあります。直接は関係がありませんが、今、国交省でも進めているCCUSなども、利用者なり点検者、直接安衛法の規則とは関係はありませんけれども、使う側に、そういうしっかりとした身元の確認とか、そういう安全衛生の教育訓練の機会とか、そういうもののエビデンスを示すような活動も、今後、大事になっていくかと思えます。第10次建設雇用改善計画にはCCUSという言葉がたくさん入っていますけれども、安全でも、今後、御活用いただけると、いい方向に行くのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大体御意見をいただきましたので、議題2の報告書案について、事務局より御説明をお願いいたします。

○高松技術審査官 それでは、資料2を御覧ください。

資料2に関しましては、前回お示しした報告書案から、前回の実務者会合で明示的に修正意見があったところを赤字で記載させてもらっているところでございます。併せて、資料1で先ほど説明いたしました足場の安全点検についての部分を埋め込んだものでございますので、かいつまんで説明いたします。

まず、7ページ目を御覧ください。これに関しては、屋根・屋上等の端からの墜落・転



落防止対策についての部分で、西田参集者から御意見のありました最新の木造家屋建築工事の墜落・転落防止対策についてもマニュアルで紹介すべきではないかという御意見がございましたので、その旨を追記しております。

続きまして、9ページ目を御覧ください。足場の組立て・解体中の墜落・転落災害の防止対策について、前回、関根参集者から御意見を賜りましたが、パトロール等に行っている中で、正しい作業手順でちゃんと組立て・解体を実施されていないことが散見されるというところですので、作業手順の遵守の徹底をまずは図るべきであるという御意見がありましたので、そこを追記しているところです。

続いて、9ページ目の下、足場の壁つなぎ間隔についての記載でございますが、第5回の実務者会合で紹介いただきました論文では、壁つなぎの間隔のほかに、地上第一の布に関しても、その高さを変えた実験結果を記載していただいたところでございます。その部分について記載したらどうかという御意見がありましたので、加えております。単管足場の地上第一の布の高さを変えるに当たって、次の10ページ目でございますが、本来、安衛則では単管足場ですと2.0メートル以下とするところが、地上第一の布の高さが2.5メートルの足場でも従来の単管足場より強度があるという報告がありましたので、その旨の記載を追記しているところでございます。それ以外については、書きぶり等を変えているところはございますが、前回お示しした報告書案のとおりでございます。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明をいただいた報告書案について、御意見や御質問がありましたら、どうぞ。いかがでしょうか。

日建連の本多参集者、お願いいたします。

○本多参集者 日建連の本多でございます。

私からは、お礼、感想、お願いみたいなものを1点ずつ申し述べたいと思います。

まずは、今回の報告書でございますけれども、恐らくこの実務者会合は足かけ5年ぐらいになるのでしょうか。参集者の皆様、厚労省の方々の議論の末に、合意を得て、本当によかったなと思っております。特にこの一側足場は長年の課題でありましたし、手すり先行工法、足場点検資格者についても、もっと長いことだったと思いますけれども、事実上、結論が出て、決着したのかなと思っております。本当によかったなと思っております。

その中で、一側足場や足場点検については、一部省令改正や通達があると思っておりますけれども、これについても、繰り返しになりますが、それがなされる際には、特に通達になると思っておりますが、技能者の目線、現場運営の実情を踏まえた現実的な対応がなされることを心から望むものでございます。いずれにしましても、美濃部長をはじめ、厚労省の皆様方の長年にわたります御苦勞と御努力に敬意を表したいと思います。

一方で、報告書の中に、2020年4月7日だったと思うのですが、建設事業者5団体で、厚労省さんに提出させていただきました「墜落・転落防止に係る当面の検討課題」と

いうものがあるのですけども、その内容についても今回の報告書の中に御採用いただいたこと、感謝しております。特に教育訓練の部分でございますが、先ほど蟹澤座長からもお話がありましたけれども、技能者個人、お一人の立場としましたら、入職したら一日も早く働きたいという思いがあるかと思えます。事業者の立場では、すぐにでも働いてもらいたいということが実情ではないでしょうか。しかしながら、このままでは、先生がおっしゃるとおり、技能者の方々が教育を受ける機会がなかなかないまま現場に出てしまうということは恐らくずっと変わらないのではないかと考えております。よって、一人一人の安全意識を高めて危険感受性を養ってもらうことは不可欠でありますので、先生が本当に繰り返し話されております欧米、特にヨーロッパでは、職人さんに敬意を表する、あるいは職人さんの地位が高い、職人さんを教育するということをご参考にして、我が国でも建設業者の教育訓練の実施を行うことについて、社会的に支援する仕組みや制度づくりを検討する段階に来ているのではないかなと思えます。一朝一夕にはいかないと思いますが、本当に大事な課題だと思っております。逆に、なければ、このまま、災害・事故は下げ止まりのまま、変わっていかないのではないかと考えております。建設業界側、すなわち総合工事業者、専門工事業者、住宅の事業者も、さらには恐らく労働組合の方々も、共通の認識で重要課題と認識しておりますので、ぜひ厚労省に御指導いただいて、逆に、主導的にこういうことについても御議論をさせていただければありがたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

御意見として、全体の内容について、今回は十分だということも含めて承るということで、よろしく願いいたします。

ほかに何かありますでしょうか。

遠藤参集者。

○遠藤参集者 日建リース工業の遠藤でございます。

足場の提供や商品の開発、足場の計画のサポートなどを行っている立場から、点検や教育の重要性とともに、ハード面で物理的に墜落や転落のリスクをより低減できるように、今回の会合におきまして、親綱の強度の話や、つま側、壁側の手すりの話、組立てや解体の手順への御指摘などもございました。より安全な環境を担保できるように、改めて、開発や提案、啓蒙をしっかりと行っていきたいと思っているところです。

今回、大憧参集者から、次世代足場と壁つなぎの関係性に関する研究報告がなされたことは、より安全なものの開発や提案を進めていく上で、背中を押していただいた、ありがたいお話でした。今回の報告書にも盛り込まれていますので、ぜひとも進むことを願っております。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

杉森参集者、お願いいたします。

○杉森参集者 先ほど日建連さんや住団連さんから、決まった、終わったというお話が出ていたのですけれども、私は全然そう思っていないくて、取りあえず点検の部分は3年調査をするのですよね。その時点でも結論が出て終わっているわけでもないですし、例えば、手すり先行工法に関しても、20年来、前も話したように、ずっと話をし、まだ具体的にどうするのかということがない中で、今回の9ページで見て、まず、今思ったことが、この赤字で書かれているところは非常に大切な話で、これは本当に徹底されるべきことで、これの充実が重要なことだと思います。それを目的とした上で、そのための手段として、手すり先行工法の採用が有効であるという書きぶりでないで、教育の話と手段の話がこの中に混在していて、別に教育が駄目とかということではなくて、例えば、この下の部分のくさび緊結式先行手すりは入れるべきだと思います。親綱支柱の強度、安全ネットの使用・廃棄基準など、足場の最新の安全基準を反映させることはいいのですけれども、ここにフォーカスをされているようなことがあって、これは、むしろ、足場の特別教育、足場の作業主任者またはその能力向上教育、それと、先ほどの安全点検のところでありましたけれども、事故の大半は組立て・解体後に発生しているので、それを使用する職長の教育のところを充実していかないと、今ここ書かれていることの理念はなかなか伝わっていかないと、今ここのことをきちんと振り分けて、今後、議論をまとめていかないと、何かここを見て、結果、どうするの、誰に対して何をどうして、どういうふうにしてきちんと示していくのかということも踏まえて、今後、まだ検討を続けていかなければ駄目だと思います。これは、本当に答えが出ているようで出ていないのですよね。申し訳ないけれども。報告書を見ていると。私としては、これが3年後にまた議論される話なのか、今回、これのバックボーンになっている建設職人基本法の基本計画の見直しが3年から5年ということなので、またその見直しのタイミングのときにこの結果がどうなっているのかということの確認が出てくるのかなと思います。そういった意味で、今回の安全点検に対する調査にしても、しっかりとやっていただかないと駄目なので、先ほど言いましたように、手すり先行とか、そういう安全対策も含めて示して行って、またそれを議論して、これでよかったのかどうなのか、足りていたのか足りていないのか、こんなことを20年続けているのですよ。やれば済むだけの話のこと。これで終わったと書かれている内容がこういうことだったら、前もお話ししましたけれども、これでは、次の時代の人たちに何を伝えていきたいのか、どうしていきたいのかということが、申し訳ございませんが、先人の人たちがやってきたことも踏まえて、それらがちゃんと反映されているとは思いますが、思いつらい内容になっています。

もう一つ、これはこの委員会でやる話ではない。質問です。特に青木さんとかに御質問したいのですけれども、先ほど、蟹澤さんが、今後、そういうふうな入所のチェックやCCUSのことを言われたのですけれども、私、個人的にCCUSのあっちの委員会に出ていないので

分からないのですけれども、前からずっと疑問に思っていることが、ハウスメーカーさんとか、地場の工務店さんは、大工さんが入っていて、私も家を建てたときにそうだったのですが、町場の中だったので、家を一軒建てて、家の建物のところ、事務所も何もないところに、仮設トイレを置いて、近場の駐車場に車を止めて、大工さんが1人で来られてという状況ではないですか。ああいう人は、どういうふうにしていくのですかね。蟹澤さん、それが前から疑問で、そういう職人さんはいっぱいいますよね。大工さん以外にもね。ここにおられない、工務店のそういう人たちも踏まえて、どういうふうに安全対策の確認をしていくのかなということがあったので、どんなふうに考えて、どんな話が出ているんだよということがあれば、例えば、大手ハウスメーカーさんはできるのかもしれない。中小はどうなのかなということが、さっき小岸さんが言われたみたいなところとか、そういったところで、点検の確認も含めて、内容とか、監督署の方がどういう項目でまずは見られるのか。どこに行かれるのか、誰を対象にされるのかとかということではなくて、どういうこと見られるのかなということが気になって、そういうものをどう反映されているのかということ、せめて、この場には意見が出るのかな、確認が出るのかなと思って聞いたのですけれども、以上です。

○蟹澤座長 この場の本質ではない話もあって、住団連の青木さんが代表して御回答いただくというのは難しいことだと思いますけども。

○杉森参集者 蟹澤さん、たしか座長なのですよ。

○蟹澤座長 CCUSのほうはそうですけども、これは住宅にもしっかりと推進をしてくれということについては、国交省の住宅局にも御理解いただいているところでありますし、一人親方が労災やこういう問題の対象ではなくなることも問題になるので、国土交通省も、今般、下請指導ガイドラインを改正して、4月から偽装一人親方対策が具体的に盛り込まれたガイドラインが施行されているところです。それに加えて、いろいろな働き方とか、偽装的なものもあるので、それを本質的にどうしようかということは、ここだけで済むような問題ではありませんし、大変難しい問題もあるので、今、杉森参集者からいただいたご意見は一つの本質だと思うのです。いわゆる町場、木建のところをどうするかということについては、今回、私としては、この報告書の中に言葉として町場や木造建築ということを入れていただきましたので、まずは第一歩として、そういうことかなと思います。

最初に杉森参集者からあったこれで終わりと言えども皆さんはおっしゃってるけれどもという話ですけども、さっき本多参集者からもあったように、足かけ5年で、途中で止まっていたものを、まずはこの形でまとめようということが今回の成果だと思いますし、行政のこういう報告書なり法律の本文には、その中にいちいち具体的な数値や何かは書かないで、そこについては、実行するということを書くことが大事で、その具体的な内容などについては、これから調査も含めて継続していこうという意思が厚労省からも御提示されているので、まずは、今日については、この報告書自体が反対だということではなければ、これはお認めいただいて、この足かけ5年の成果を世の中にも示したい。この中には、一側足場の

問題とか、今まで触れなかったことについての具体化が入っているわけですから、これでまた止まってしまうと、その先にも進めなくなるので、この報告書自体を書き直せということではないということで、よろしいですか。

○杉森参集者　書き直せということではなくて、確認しておかないと。よく分からない部分があったので、それは記録として何かに残しておいていただきたいということです。

○蟹澤座長　記録としては、ここに書いてある調査とか、引き続きということについては、厚労省、しっかりやってくださいという記録を残していただいて、かつ、その手すり先行などについても検討が続くということを書いていただければよろしいということと理解しましたので、それは、事務局、よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見はありますでしょうか。

よろしいようでしたら、念願のといえますか、これをようやく表に出せるということになると思います。事務局には大きな修正という御意見が今日あったわけではございませんけれども、最終的な文言の調整などはしていただくと思いますけれども、その上で、よろしく願いいたします。

それでは、議題3がその他となつてございますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○土井建設安全対策室長　ありがとうございます。

本日のご議論を踏まえた報告書については、今、座長からお話がありましたとおり、先ほど注文者点検の話も若干ございましたので、事務局で適宜文言の修正を行わせていただきます。その上で、座長に報告書案について御相談し、御了解を得て報告書として公表していくという流れで進みたいと思っております。

この報告書の内容につきましては、速やかに行政内部での検討に着手したいと考えております。

以上でございます。

○蟹澤座長　ありがとうございました。

今のその他のところに対しまして、何か、御質問、御意見はありますでしょうか。

よろしいようでしたら、本日御用意いただいた議題はこれで全て終了ということになります。本当に長年にわたって、委員が交代しながらという方もいらっしゃいますが、多くはずっと御検討に加わっていただきまして、本当にありがとうございました。これが日の目を見るということは非常に大きな成果ではないかと思っておりますので、事務局も含めまして、皆さん、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。よろしく願いいたします。

○土井建設安全対策室長

本日の議事録につきましては、後日、各参集者にお送りしますので、御確認をお願い申し上げます。その後、厚労省のホームページに掲載をさせていただきたいと思っております。

最後に美濃安全衛生部長より一言御挨拶申し上げます。

○美濃安全衛生部長 安全衛生部長の美濃でございます。

先ほど来、お話もありましたけども、平成30年からということで、令和の前から、本当に長きにわたる御議論、御協力に、改めまして感謝を申し上げる次第でございます。

本当に申し上げるまでもないのですけども、今なお墜落・転落災害によりまして亡くなられる方々が後を絶たない状況でございます。そうした中にありまして、今般、長年の課題でございました屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落防止対策、あるいは、足場の安全点検、一側足場の取扱い、さらには足場の組立て・解体時の墜落・転落災害の防止対策、加えまして、足場の壁つなぎ間隔等々、安全性教育の重要性につきましても、取りまとめていただいたことにつきましては、本当に画期的なことだと受け止めている次第でございます。

本日おまとめいただきました報告書に沿いまして、法令改正等、所要の措置を行ってまいりたいと考えている次第でございます。

この実務者会合を契機といたしました法令改正を含めた取組によりまして、建設業におけます墜落・転落災害がより一層減少することを期待しております。一人でも多くの方の安全と健康につながることを、さらには、建設業界の将来の担い手の確保、育成等をはじめとしまして、建設業界の発展につながることを御期待申し上げます。今後も、建設業におけます労働災害をより一層減少させ、魅力ある職場になるように努力してまいりたいと考えておりますので、引き続き、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

○土井建設安全対策室長 ありがとうございます。

事務的な連絡でございますが、机上に配付しているファイルにつきましてはそのまま置いていただきますようお願い申し上げます。

それでは、以上で第7回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を閉会いたします。

参集者の皆様には長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。